

資料 2

新潟市移動等円滑化促進方針 促進地区区域及び経路（案）

番号 1

新潟万代地区

■旅客施設（中心）

新潟駅

乗降人員：52,554人/日

（※JR東日本HP 2021年度の

乗車人員を2倍）

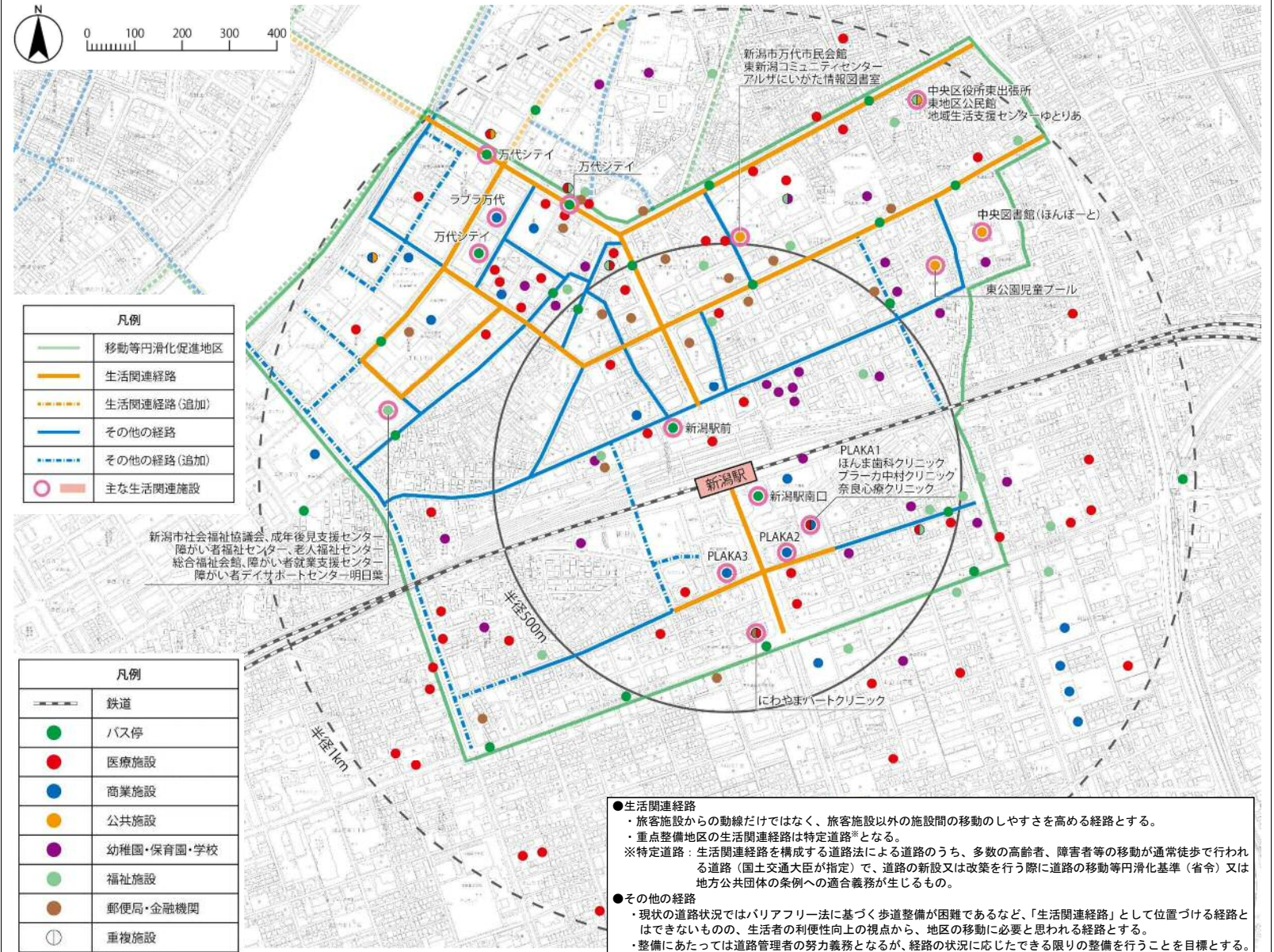
万代シティ（停留所）

乗降件数：8,898人/日

（2022.4）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①を含)	
バス停	7	26	
医療施設	11	53	
商業施設	6	16	
公共施設	0	3	
幼保・学校	11	26	
福祉施設	6	21	
郵・金融	9	17	
重複	商・公	0	1
	医・公	0	1
	医・福	1	3
	学・福	0	1
	公・福	0	2
	医・商	1	1
医・金	1	1	
合計	53	172	



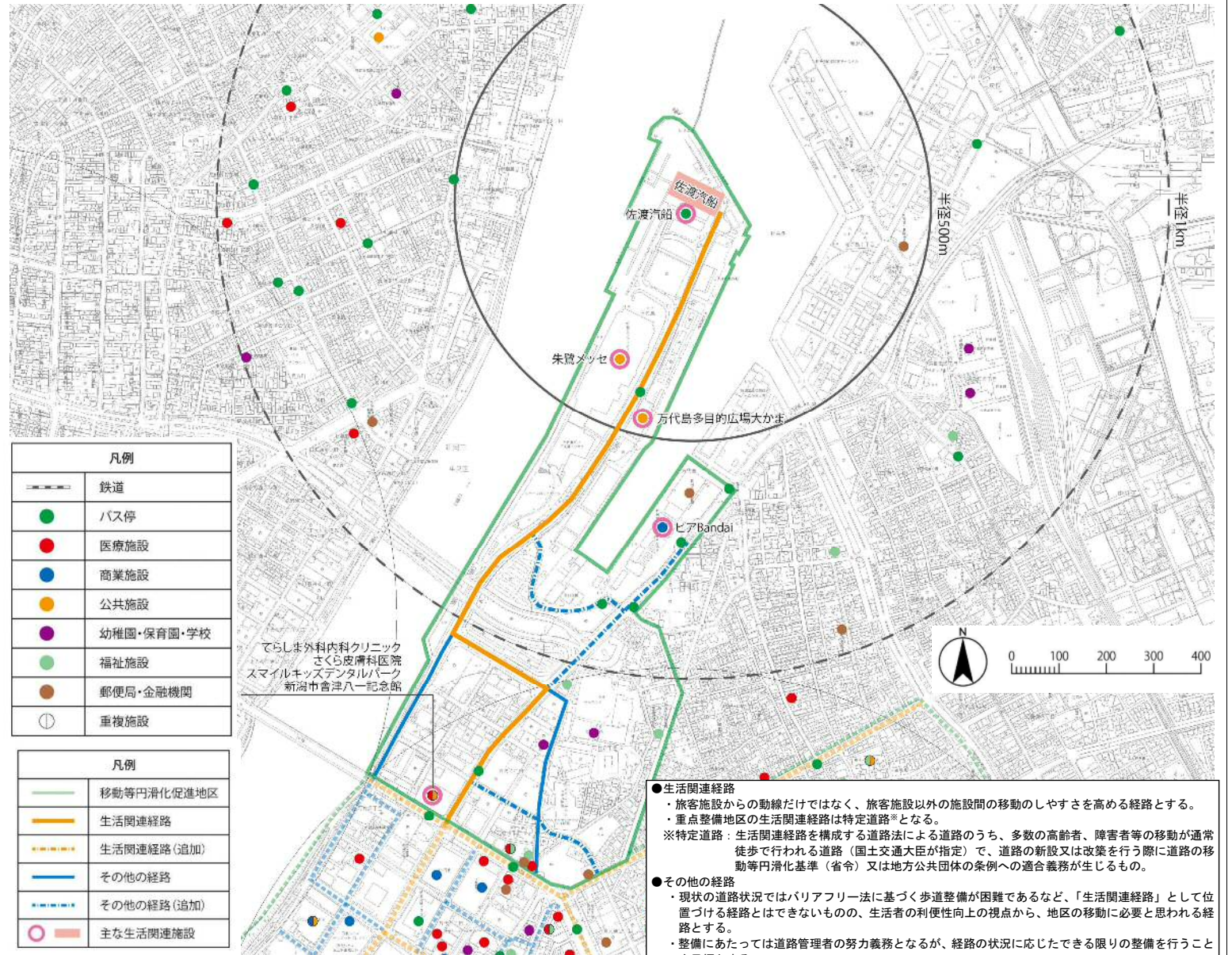
番号 2

万代島地区

■旅客施設（中心）
佐渡汽船旅客ターミナル

■施設数

	ターミナル から 500m 以内 (①)	ターミナル から 1000m 以内 (①を含む)	新潟駅 から 1000m 以内も 含む
バス停	3	18	29
医療施設	0	4	21
商業施設	0	1	5
公共施設	2	3	6
幼保・学校	0	4	12
福祉施設	0	2	10
郵・金融	1	4	10
重複	商・公	0	1
	医・公	0	1
	医・福	0	0
	学・福	0	0
公・福	0	0	1
合計	6	36	99



凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関
	重複施設

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	生活関連経路(追加)
	その他の経路
	その他の経路(追加)
	主な生活関連施設

番号 3

白山駅周辺地区

■旅客施設（中心）

白山駅

乗乗人員：8,510人/日

(※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍)

■施設数

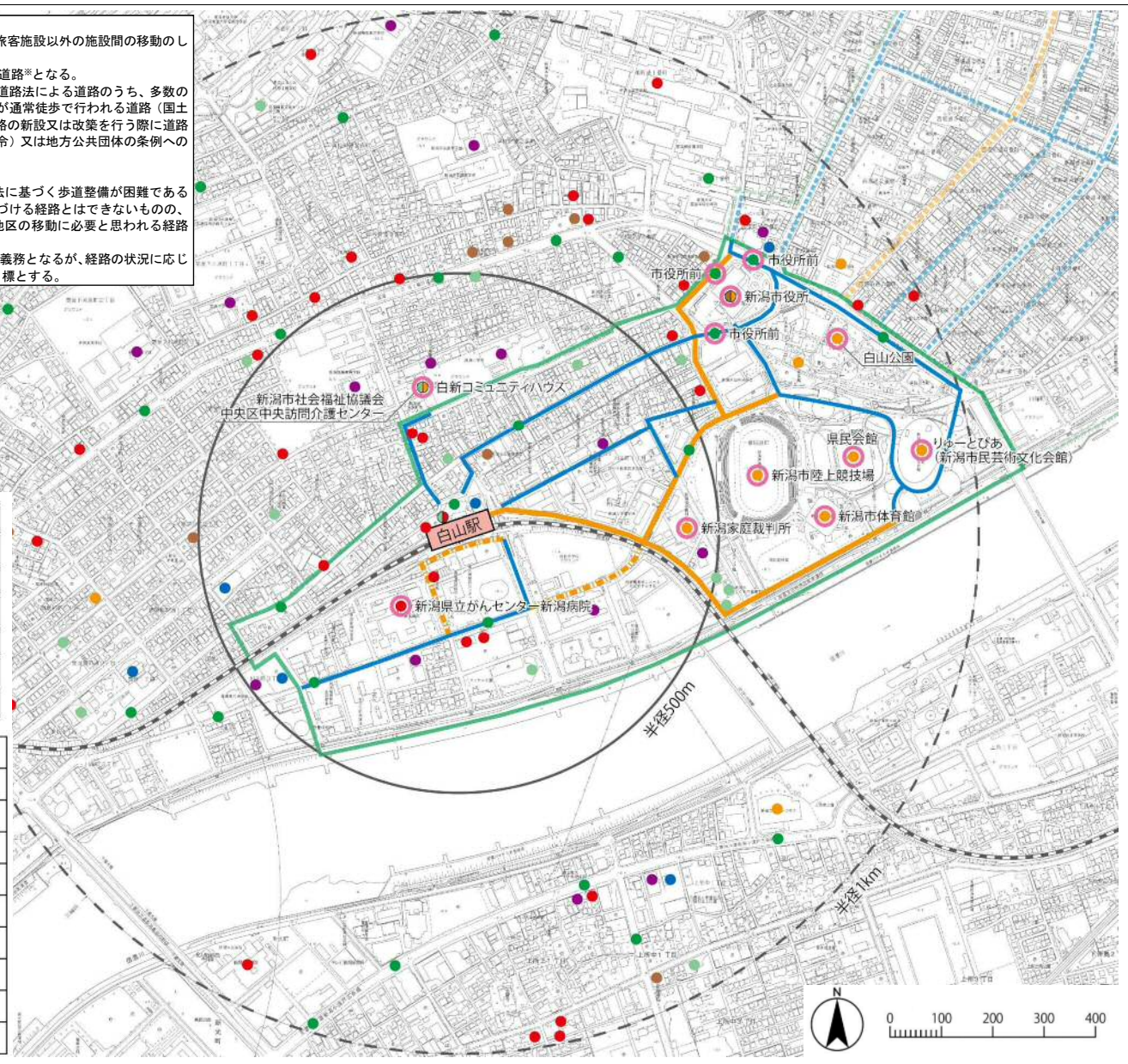
	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)	
バス停	7	28	
医療施設	10	34	
商業施設	3	6	
公共施設	2	10	
幼保・学校	8	15	
福祉施設	6	15	
郵・金融	1	8	
重複	医・福	1	1
	公・福	1	1
	公・金	0	1
合計	39	119	

●生活関連経路
 ・旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路[※]となる。
 ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路
 ・現状の道路状況ではバリアフリーに基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	生活関連経路(追加)
	その他の経路
	その他の経路(追加)
	主な生活関連施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関
	重複施設



番号 4

寺尾駅周辺地区

■旅客施設（中心）

寺尾駅

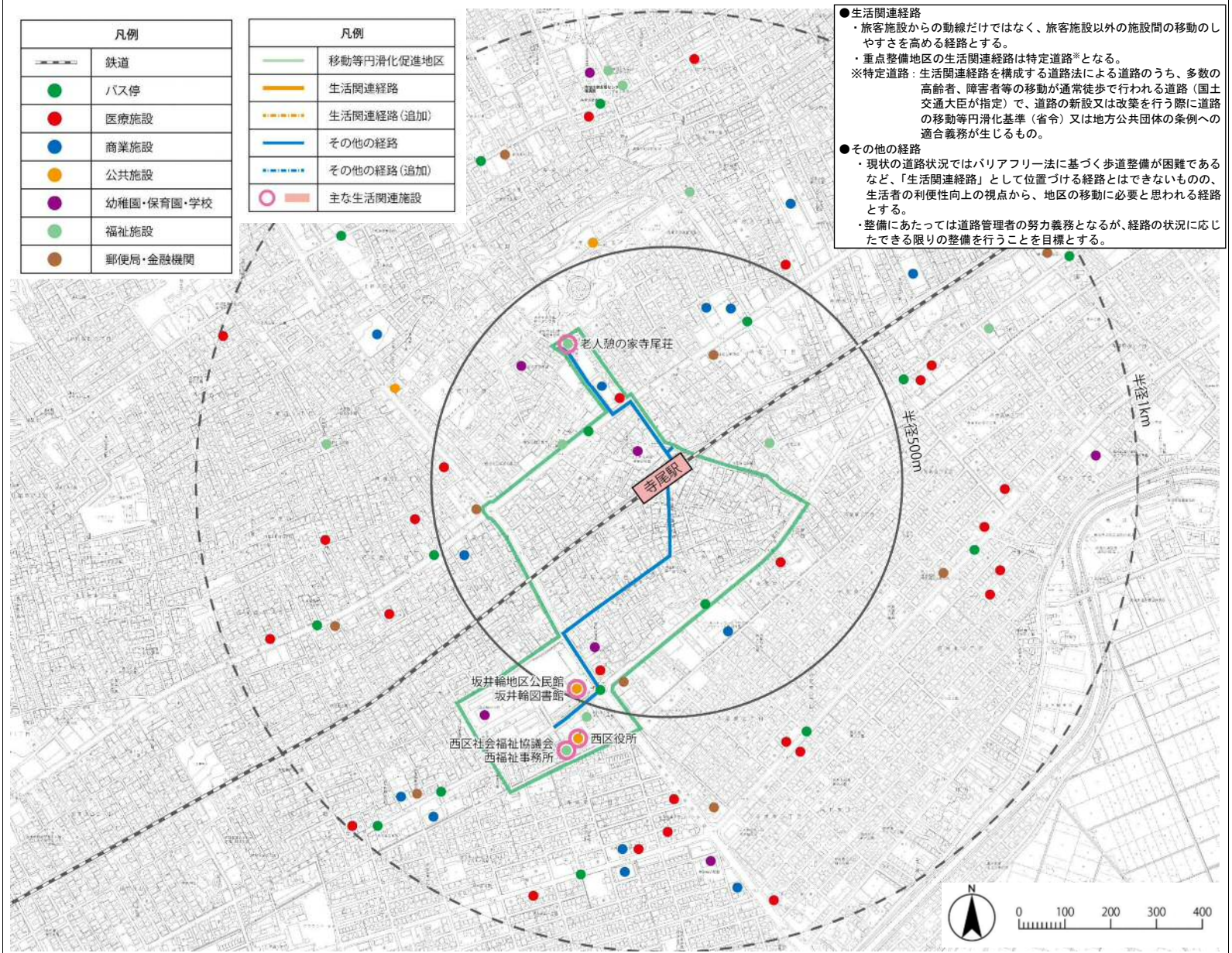
乗降人員：3,400人/日

（※JR 東日本 HP 2021 年度の乗車人員を2倍）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	4	17
医療施設	4	26
商業施設	5	13
公共施設	1	4
幼保・学校	3	9
福祉施設	3	10
郵・金融	3	9
合計	23	88

凡例		凡例	
	鉄道		移動等円滑化促進地区
	バス停		生活関連経路
	医療施設		生活関連経路(追加)
	商業施設		その他の経路
	公共施設		その他の経路(追加)
	幼稚園・保育園・学校		主な生活関連施設
	福祉施設		
	郵便局・金融機関		



番号 5

内野駅周辺地区

■旅客施設（中心）

内野駅

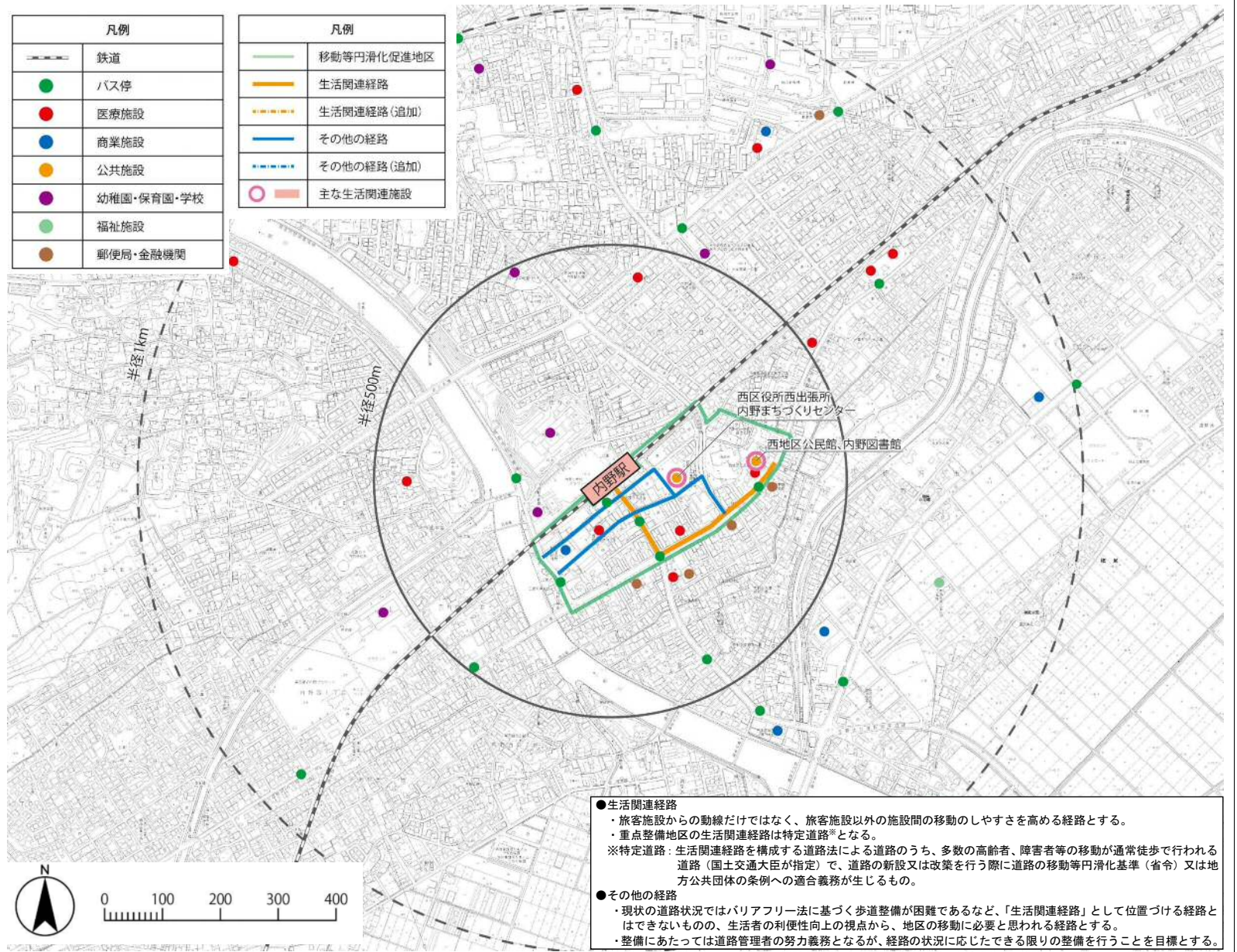
乗降人員：3,940人/日

(※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍)

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	8	19
医療施設	6	12
商業施設	1	5
公共施設	2	2
幼保・学校	3	7
福祉施設	0	1
郵・金融	4	5
合計	24	51

凡例		凡例	
	鉄道		移動等円滑化促進地区
	バス停		生活関連経路
	医療施設		生活関連経路(追加)
	商業施設		その他の経路
	公共施設		その他の経路(追加)
	幼稚園・保育園・学校		主な生活関連施設
	福祉施設		
	郵便局・金融機関		



●生活関連経路
 ・旅客施設からの動線だけではなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路*となる。
 ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路
 ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないもの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要なと思われる経路とする。
 ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

番号 6

亀田駅周辺地区

■旅客施設（中心）

亀田駅

乗降人員：9,080人/日

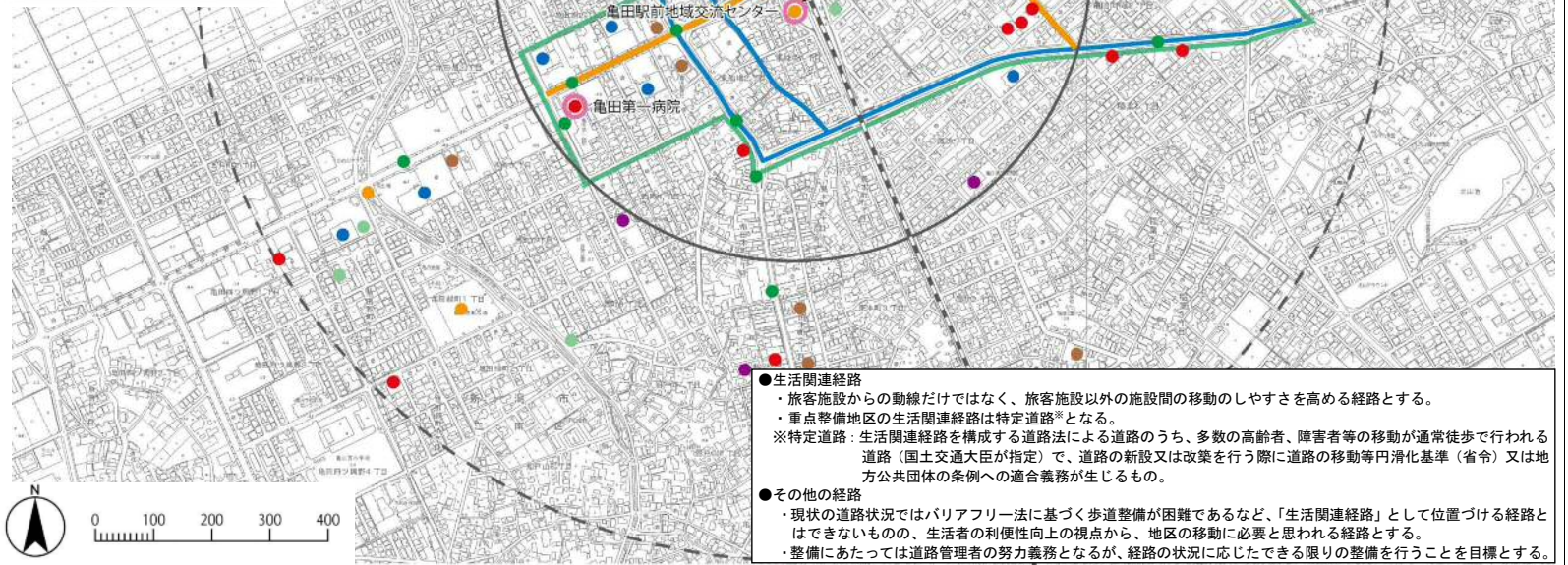
（※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	9	13
医療施設	10	21
商業施設	4	8
公共施設	2	5
幼保・学校	3	10
福祉施設	5	9
郵・金融	2	6
合計	35	72

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	生活関連経路(追加)
	その他の経路
	その他の経路(追加)
	主な生活関連施設
	特定旅客施設



- 生活関連経路
 - ・旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさ高める経路とする。
 - ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路*となる。
- ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
- その他の経路
 - ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 - ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

番号 7

豊栄駅周辺地区

■旅客施設（中心）

豊栄駅

乗降人員：5,278人/日

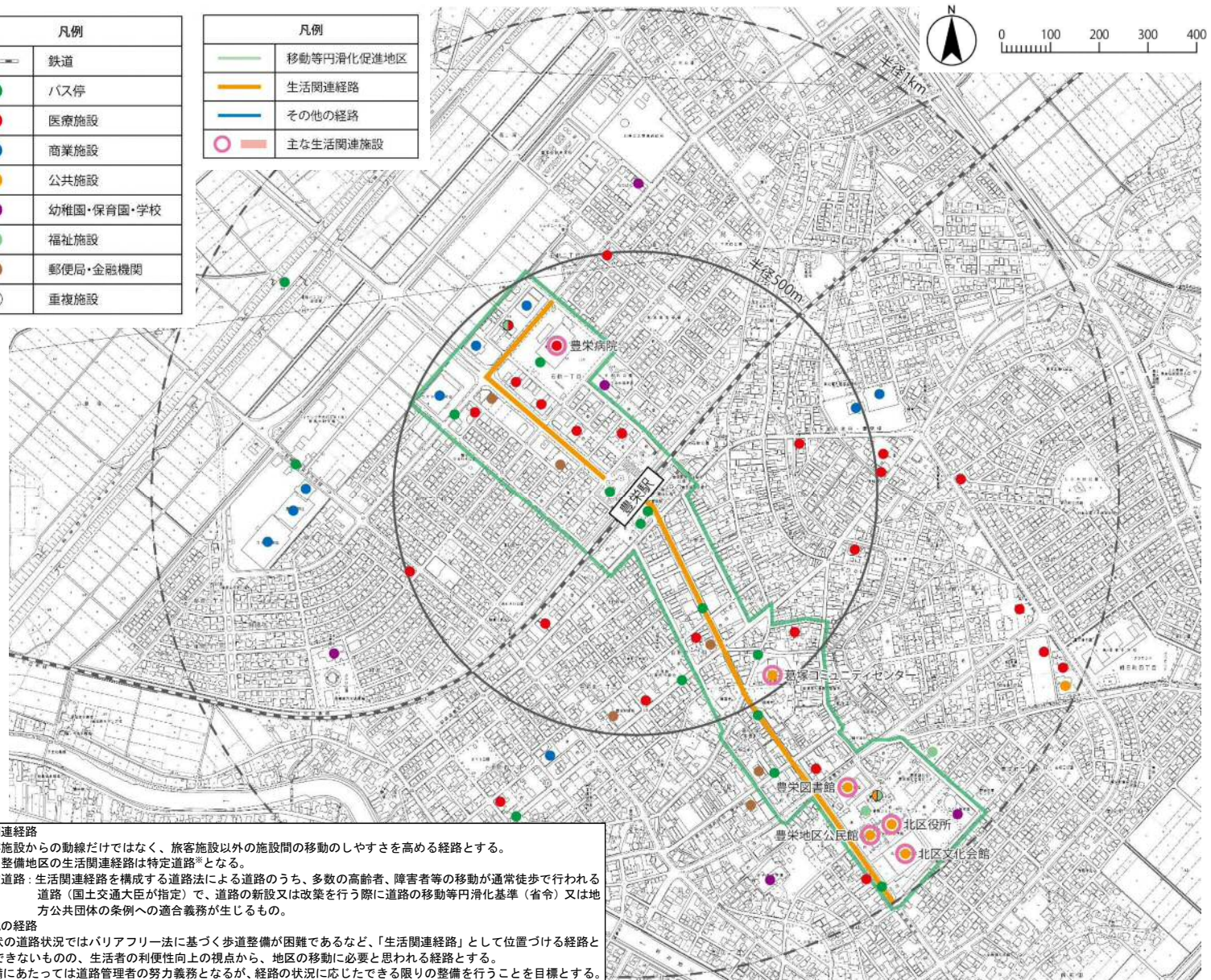
（※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	8	16
医療施設	14	24
商業施設	4	9
公共施設	1	6
幼保・学校	1	5
福祉施設	0	2
郵・金融	4	6
重複	医・福	1
	公・福	0
合計	33	70

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関
	重複施設

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	主な生活関連施設



●生活関連経路
 ・旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路®となる。
 ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路
 ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の観点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

番号 1 2

越後石山駅周辺地区

■旅客施設（中心）

越後石山駅

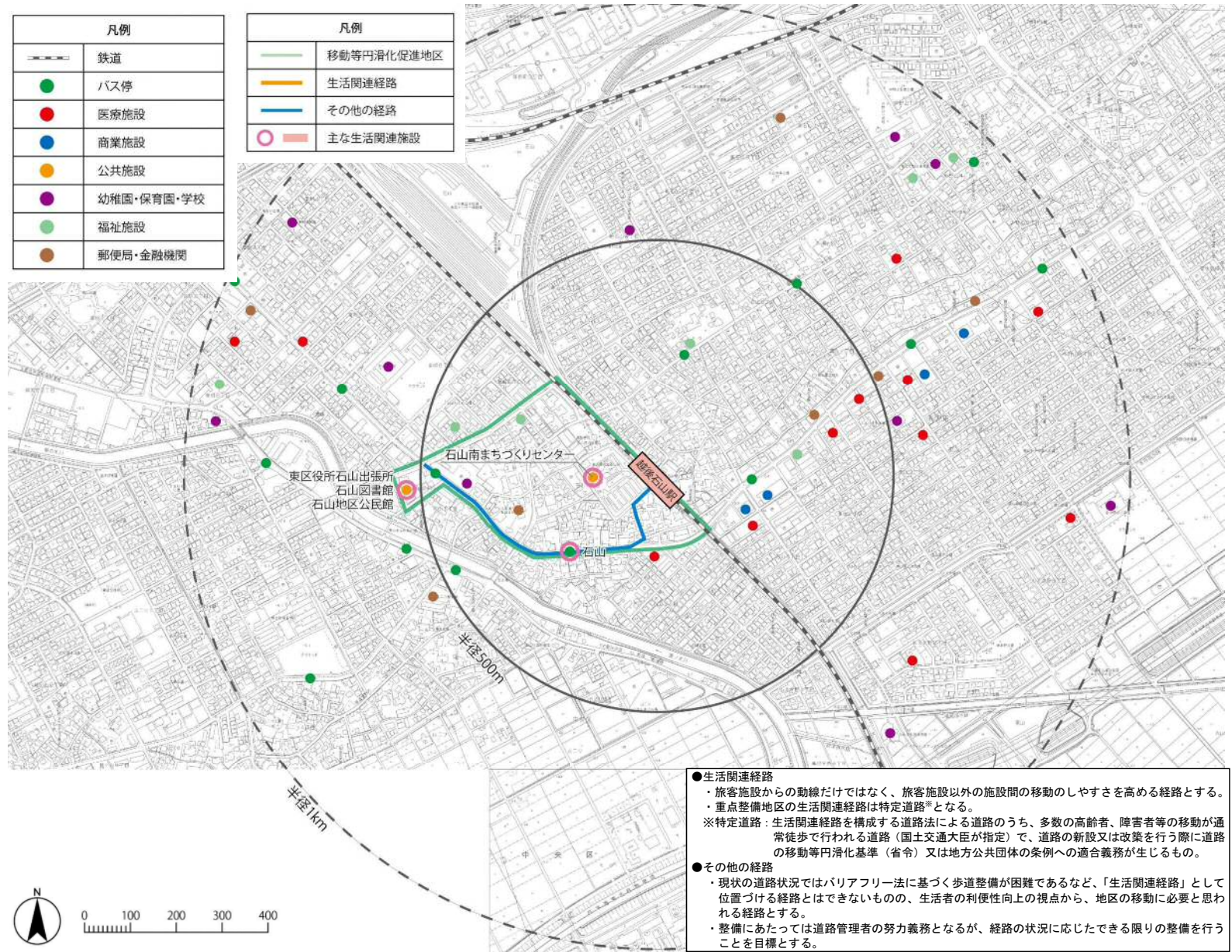
乗降人員：3,078人/日

（※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	6	15
医療施設	4	12
商業施設	2	4
公共施設	1	2
幼保・学校	1	10
福祉施設	4	7
郵・金融	2	6
合計	20	56

凡例		凡例	
	鉄道		移動等円滑化促進地区
	バス停		生活関連経路
	医療施設		その他の経路
	商業施設		主な生活関連施設
	公共施設		
	幼稚園・保育園・学校		
	福祉施設		
	郵便局・金融機関		



- 生活関連経路
 - ・旅客施設からの動線だけではなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 - ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路*となる。
 - ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
- その他の経路
 - ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 - ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

番号 1 4

古町・本町地区

■旅客施設（中心）

古町（停留所）

乗降件数：5,348 人/日（2022.4）

本町（停留所）

乗降件数：3,961 人/日（2022.4）

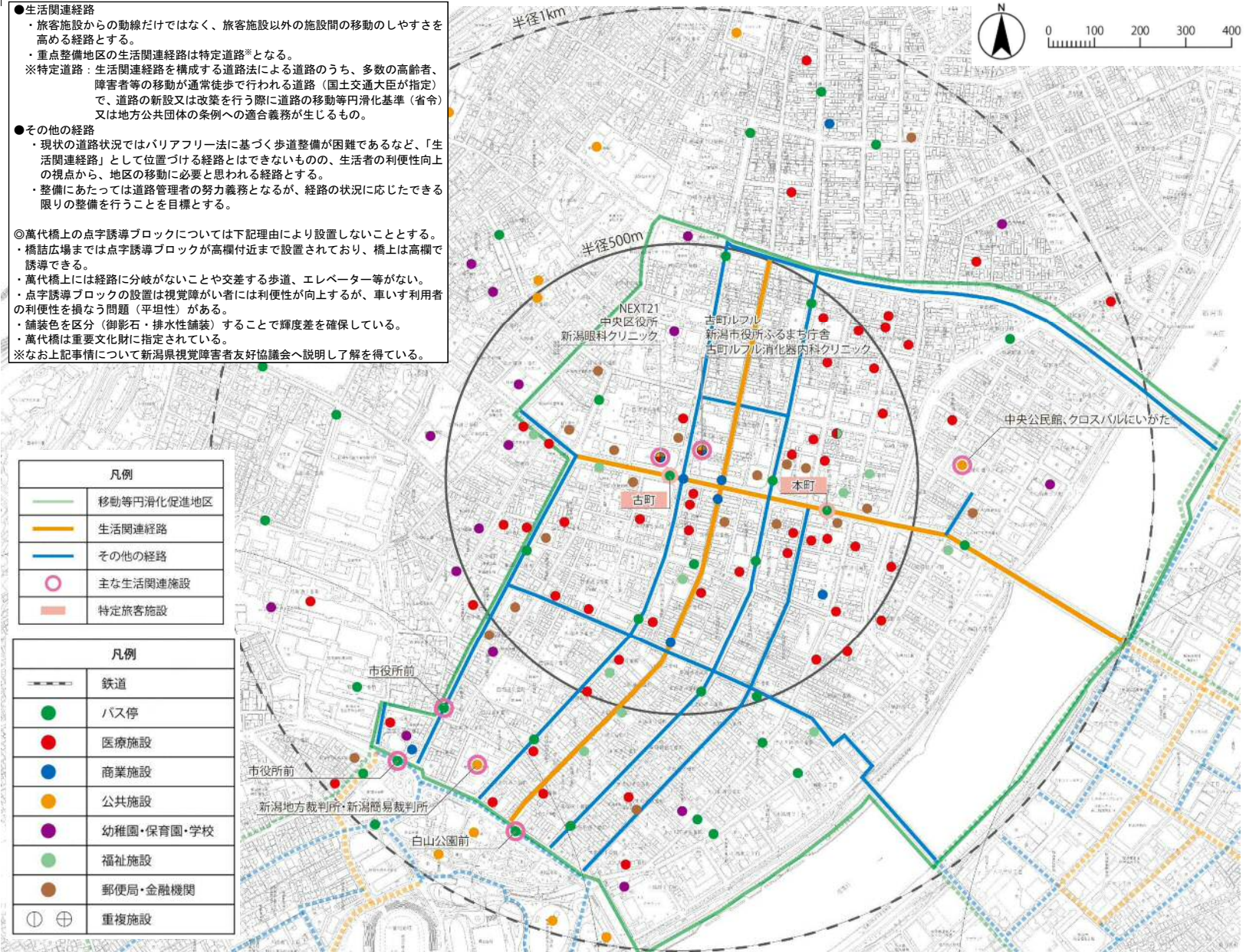
■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)	
バス停	12	35	
医療施設	33	52	
商業施設	5	7	
公共施設	1	13	
幼保・学校	4	17	
福祉施設	6	10	
郵・金融	14	19	
重複	医・福	1	1
	学・福	0	1
	医・商・公・金	2	2
合計	78	157	

- 生活関連経路
 - ・旅客施設からの動線だけではなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 - ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路※となる。
 - ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
 - その他の経路
 - ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないもの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 - ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。
- ◎萬代橋上の点字誘導ブロックについては下記理由により設置しないこととする。
- ・橋詰広場までは点字誘導ブロックが高欄付近まで設置されており、橋上は高欄で誘導できる。
 - ・萬代橋上には経路に分歧がないことや交差する歩道、エレベーター等がない。
 - ・点字誘導ブロックの設置は視覚障がい者には利便性が向上するが、車いす利用者の利便性を損なう問題（平坦性）がある。
 - ・舗装色を区分（御影石・排水性舗装）することで輝度差を確保している。
 - ・萬代橋は重要文化財に指定されている。
- ※なお上記事情について新潟県視覚障害者友好協議会へ説明し了解を得ている。

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	主な生活関連施設
	特定旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関
	重複施設



■旅客施設（中心）

新津駅

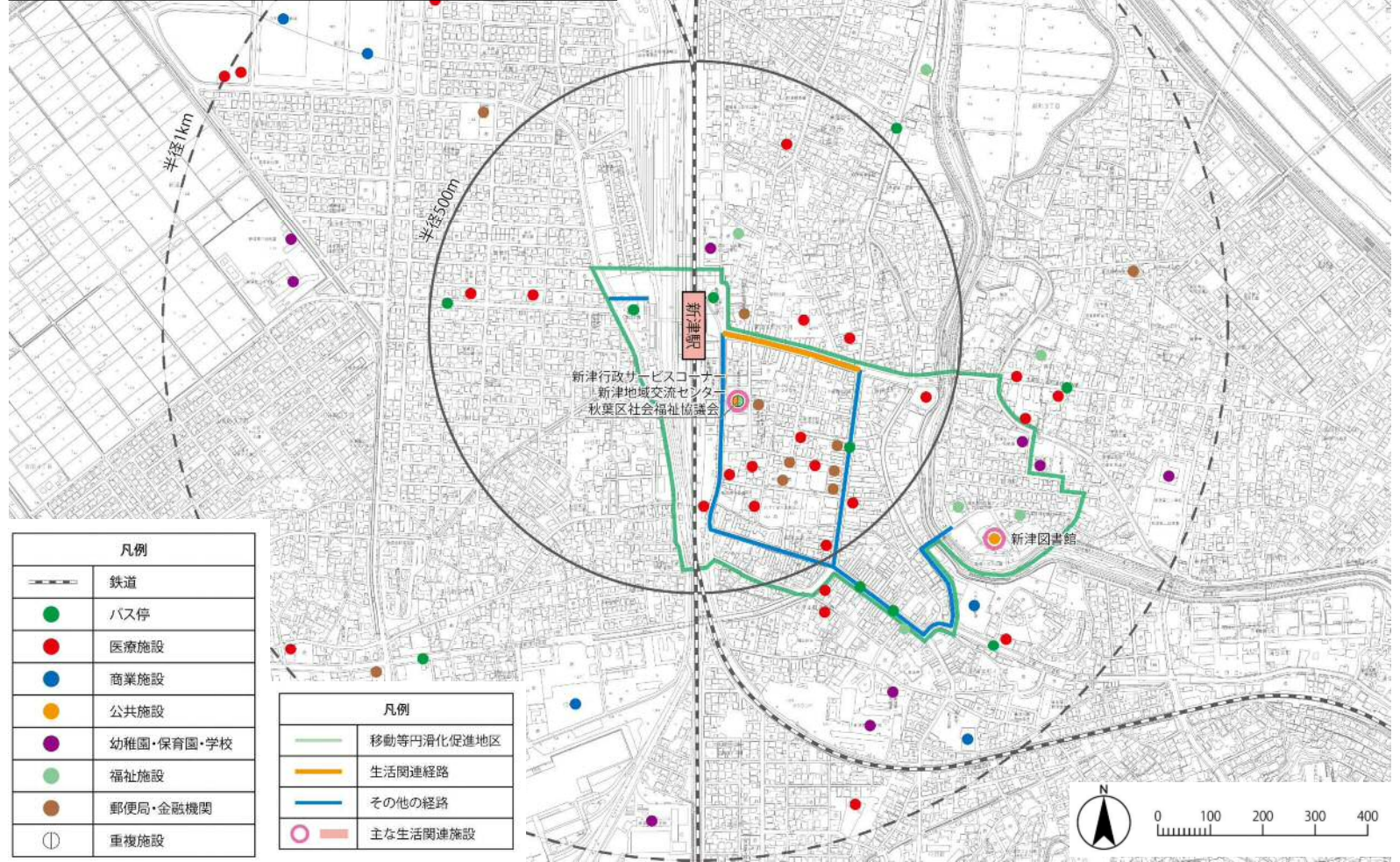
乗降人員：6,928人/日

（※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	4	11
医療施設	14	25
商業施設	0	9
公共施設	0	1
幼保・学校	1	10
福祉施設	1	6
郵・金融	6	10
重複 (公・福)	1	1
合計	27	73

- 生活関連経路
 - ・旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 - ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路*となる。
 - ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
- その他の経路
 - ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の観点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 - ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。



凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関
	重複施設

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	主な生活関連施設

■旅客施設（中心）

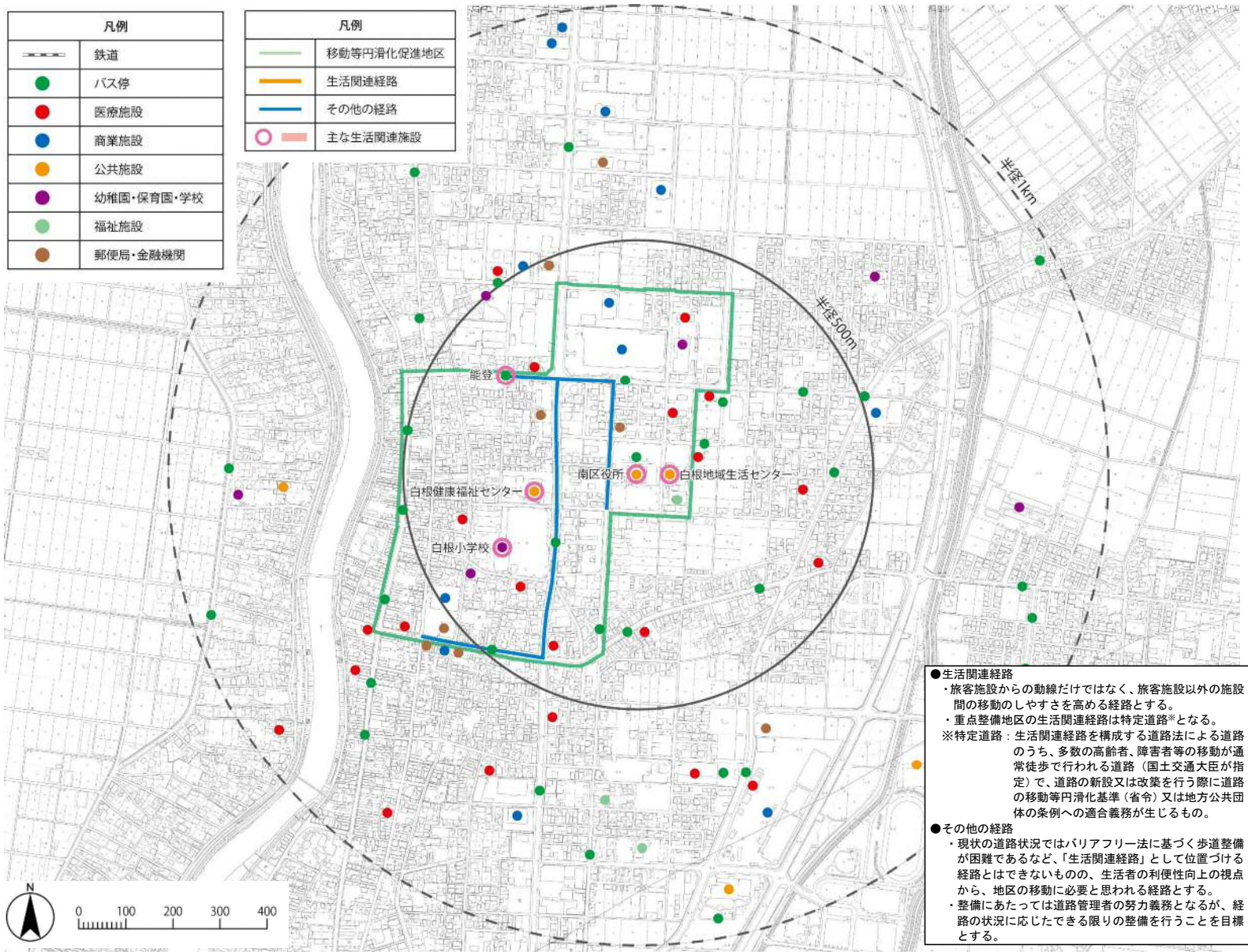
南区役所

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	13	35
医療施設	11	21
商業施設	3	12
公共施設	3	6
幼保・学校	4	7
福祉施設	1	3
郵・金融	3	8
合計	38	92

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	主な生活関連施設



●生活関連経路

- ・旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
- ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路*となる。
- *特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路

- ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要なと思われる経路とする。
- ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

■旅客施設（中心）

新潟大学前駅

乗降人員：4,454人/日

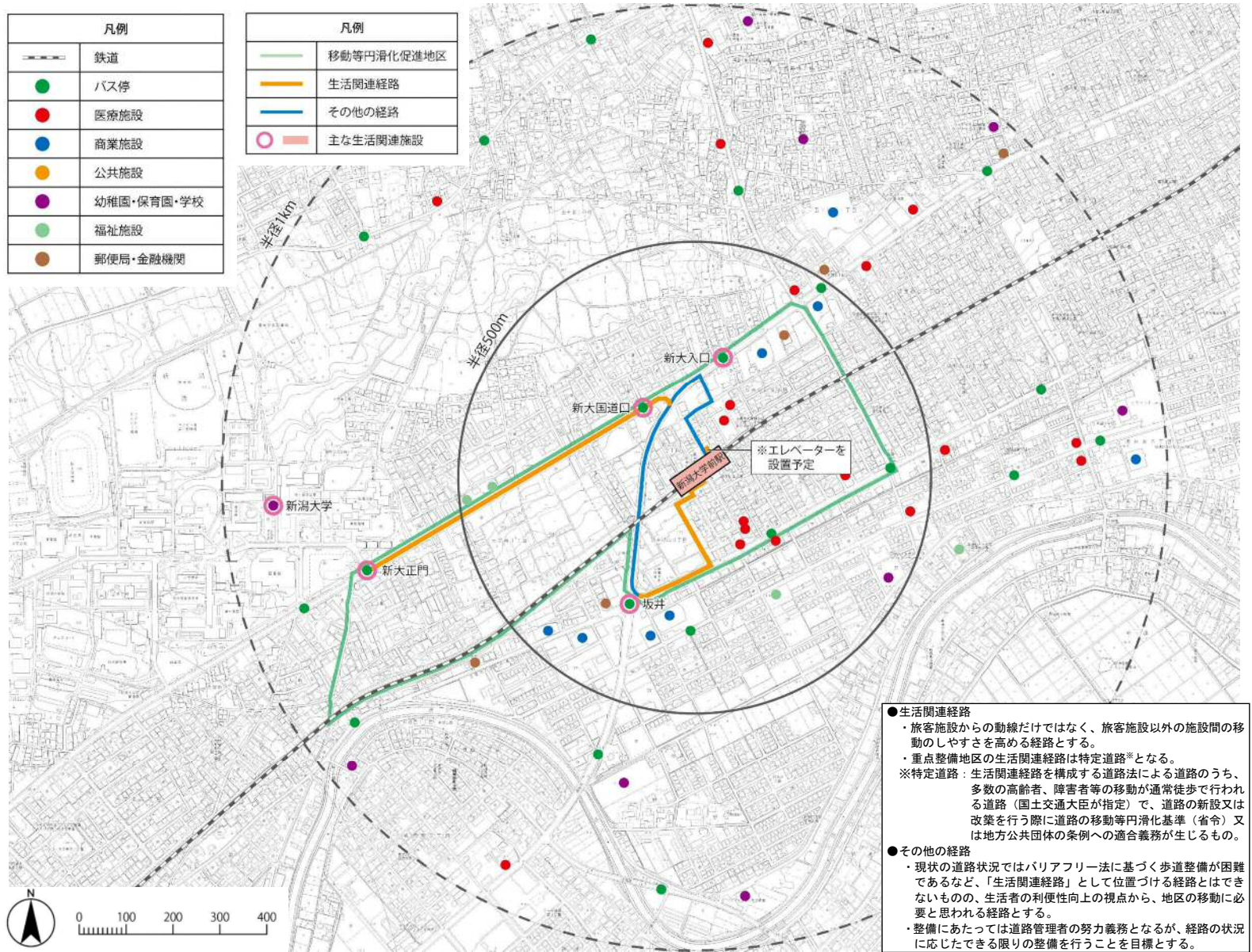
（※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍）

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	7	20
医療施設	9	18
商業施設	6	8
公共施設	0	0
幼保・学校	1	9
福祉施設	3	4
郵・金融	2	5
合計	28	64

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	主な生活関連施設



●生活関連経路
 ・旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
 ・重点整備地区の生活関連経路は特定道路*となる。
 ※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路
 ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないもの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
 ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

■旅客施設（中心）

巻駅

乗降人員：3,782人/日

(※JR東日本HP 2021年度の乗車人員を2倍)

■施設数

	駅から 500m 以内 (①)	駅から 1000m 以内 (①含)
バス停	5	13
医療施設	14	23
商業施設	1	9
公共施設	2	6
幼保・学校	2	9
福祉施設	7	11
郵・金融	7	9
合計	38	80

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	幼稚園・保育園・学校
	福祉施設
	郵便局・金融機関

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	主な生活関連施設

